

議案第48号

財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西二丁目254番ほか 68筆	44,412.47平方メートル

2 相手方

鳥取市桂見831番地14

特定非営利活動法人 グリーンスポーツ鳥取

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用を図るため、スポーツの振興、子どもの健全育成等に寄与することを目的に設立された特定非営利活動法人に対して、スポーツ行事等の用に供するため

の土地を引き続き無償で貸し付けようとするものである。